について、宮城大学の桑名佳代子教授に寄稿いただきました。やファミリーホームなどの家庭的養護が推進されています。社会的養護のこれから庭的な雰囲気の中で児童を養育できるよう施設規模を小規模化するとともに、里親社会的養護においては施設養護が9割を占めている現状がありますが、今後、家中長期的な方向性が示されました。 平成33年7月に厚生労働省において「社会的養護の課題と将来像」がまとめられ、平成33年7月に厚生労働省において「社会的養護の課題と将来像」がまとめられ、



## 宮城大学看護学部

教授

桑名

佳代子

平成16年4月より現職 前看護学部長東北大学大学院教育学研究科(教育学修士)助産師として東京女子医科大学病院勤務 助産師として東京女子医科大学病院勤務 専門は「母性看護学」

# 社会全体で子どもを育む

のです。 めに、 など、 ては、 援策が強化されてきています 援することが必要とされ、子育て支 子育ち・子育ての機能を社会の仕組 低年齢化」、そして「子ども虐待」 じめ・不登校・引きこもり・非行の 着などの家族問題が発生し、「育児 急速に閉鎖的な状況に追い込まれて が失われ、 後の高度経済成長期を経て、 みとして組み入れて、 や「ドメスティック・バイオレンス」 の孤立化」「子育て不安・負担」「い きました。このような中で、 おけるお互いのつながりと助け合い いで担われていました。 わが国においては、 様々な社会問題が生じてきた か 家庭や地域社会による助け合 こうした状況に対応するた つて地域社会が担っていた 子どもの育ちや子育てが 社会全体で応 もともと子育 しかし、 地域に 母子癒 戦

> 育てられない子どもを公的責任のも 障するものです。 健康に育つという基本的な権利を保 が必要であり、子どもが心身ともに 最善の利益のために」という考え方 は「社会的養護」と呼ばれます。こ とで社会的に養育し、 生活できない子どもたちが年々増加 虐待など様々な理由によって、 いう考え方を理念とする社会的養護 のような子どもにこそ、 しています。親が無かったり、 「社会全体で子どもを育む」と 方では、 親の養育放棄や病気、 保護すること 「子どもの 親に 親と



# 社会的養護制度とは

ح

リカ76・7%、イタリア62・1率がオーストラリア91・5%、 (2000年前後の状況)、里親委託 等委託率 9割が施設養護となっており、 設には約3万人、乳児院が3千 22年3月末)。そのうち児童養護施 る子どもは約4万7千 わが国では、 成21年度から制度化)があります。 「里親」と「ファミリ まえのことを保障する家庭養護には 一方で〝家庭で育つ〟というあたり 支援施設、母子生活支援施設があり 情緒障害児短期治療施設、 設養護は、 社会的養護は、大きく「施設養護 「家庭養護」に分けられます。 ・8%です。 (ファミリ 児童養護施設、 社会的養護の対象とな 施設:里親の比率が 国際比較では 人です ホ ホ 62 1 % E 児童自立 乳児院、 ム含む) -ム」 (平 (平成 人で、 里親

> るところです 施設養護に依存していると指摘され 1となって いる日本の現状は、

会性を育むことが望まれます。 係を築き、 との基本的信頼を基盤とした愛着関 う 形成に問題を抱え、心の傷をもって 発達のゆがみばかりではなく、 て生じる障害や育児放棄による成長 けた子どもは、 社会状況とともに入所理由は変化 戦争孤児対策として始まりました。 らすことができる環境の中で、 上は虐待を受けています。 入所している子どものうち、半数以 に増加し、現在では児童養護施設に であった虐待が90年代半ばから急激 いることが多くみられます。このよ 日本の社会的養護制度は、 な子どもには、 社会的養護に求められ 1990年代前半には10%程度 より良い心身の発達と社 身体的な暴力によっ 安全で安心して暮 虐待を受 る役割や 戦後 他者 愛着 0



里親等、 を3分の1ずつにするという姿が掲 家庭的な養育環境とすることが示さ 規模化・地域分散化を進めて、 れています。 られています グループホーム、 今後、十数年をかけて、 (図 )。 本体施設 より

## の 裾野を広げ

ました。

社会的養護のすべての子ど

親委託優先の原則」が明確に示され

的養護の推進、です。「里親委託ガ

最も基本となる方向性は、「家庭

ドライン」(平成23年3月)には「里

将来像が示されました。

年7月に厚生労働省から次のような

応じた見直しが急務となり、

平 成 23

機能についても、

社会環境の変化に

する方にお子さんの養育をお願いす に基づいて、 子縁組希望里親」 る制度で、「養育里親」「専門里親」「養 ところで里親制度は、 られます (表)。 里親になることを希望 「親族里親」 児童福祉法 に分

先することを原則とするものです。

里親の数はまだまだ不十分

施設養護の役割も大きいこ

れることが望ましく、

里親委託を優

もは、温かく安定した家庭で養育さ

とから、

同時に施設養護の在り方も

施設は定員1

00名を超えるような

大規模施設もありますが、

施設の

検討されています。現在、児童養護

であり、 しかし、

里親の種類	
養育里親	保護者がいなかったり、保護者に養育させ ることが不適当と認められる子どもを自分 の家庭に受け入れ、養育する里親です。
専門里親	虐待を受けた子どもなどを受け入れ、専門 的養育をする里親です。里親として一定の 経験があること、専門里親研修を修了して いることなどの要件があります。
養子縁組 希望里親	養子縁組によって養親となることを希望する 里親です。
親族里親	保護者が死亡、行方不明などにより子ども の養育が行えない場合に、子どもの3親等 以内の親族が養育する里親です。

と高い方から12位となっています %から新潟県の3・5%と自治体間 (平成22年3月末)。 の格差が大きく、 里親等委託率は、 宮城県は15・2% 子ども・子育て 愛媛県の 4

施設9割、

里親等1割

本体施設

グループホーム

家庭養護

され、 います。 希望、 相談所に是非お問い 親制度についてもっと詳しく知り 養育をお願いすることになります 子どもが委託されると思われる方が お子さんの医療費などが公費で支給 ると里親手当、 げることが求められます。 を考慮すると、 子どもと里親のより良いマッチング 多いのですが、 委託率を16%とする目標を設定して ビジョンでは、平成26年度に里親等 方、 各種保障が受けられます。 意見、 里親を希望される方は、 子どもとの適合性を判断して 里親に登録されるとすぐに 家庭状況等を充分考慮 生活費、学校教育費、 登録里親の裾野を広 児童相談所が里親の 合わせくださ 里親にな 児童 里 た

どもを例に、 談所が一貫して関わり、 童養護施設への措置変更となりまし 支援も叶わず、 18歳で里親のもとから自立しまし 委託され、 んがいたとします。乳児院の保護者 の負担感から育児を放棄してしま ましょう。 ここで、 この子どもの育ちには、 小学校入学とともに養育里親に 乳児院に入所した1歳の 施設と里親との繋がりがあり 例えば、 保護が必要なひとりの子 大切に家庭養護されて、 育ちの過程を考えてみ 家庭復帰できずに児 保護者が子育て 施設間の連 児童相 お子 نخ

社 会 的 養 護 の 将 来 像

木体施設

グループホー/

家庭養護

【想定される将来像】 本体施設・グループホーム・ 家庭養護を概ね3分の1ずつ

乳児院 児童養護施設

地域小規模児童養護施設

小規模ケアの

グループホーム型

里親

ファミリーホーム

施設、 等が重要になります。 成できるような財政支援、 あり、 と地域の方々の温かい理解が必須で 社会的養護においては、児童相談所、 さらに学校や地域の理解が必要であ ることが分かります。このように、 また社会的自立をよりよく達 里親の三者の強い連携・協力 生活支援

# みやぎの

います。 て関わらせて頂いていますが、 開催しています。 務める「こどもの夢ネットワー 蔵康行氏(ざおうホーム)が代表を 目的として、宮城県里親連合会の に成果があがってきていると感じて た研修会を年2回、 やぎの社会的養護を考える〟とい が平成20年に結成されました。^み をよりよい方向に進めていくことを 緒に考えてみませんか。 宮城県および仙台市の社会的養護 みやぎの社会的養護につい マで、連携する三者を中心とし 一般の方の参加も大歓迎で 私もスタッフとし 現在までに6 着実 ク う 回



